

新型コロナウイルス関連感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の対応について、相談・受診の目安等についてお知らせします。症状がある方・感染が疑われる方は、医療機関を受診する前に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター（症状がある方・感染が疑われる方）】

県中保健所(県中保健福祉事務所) 平日のみ 9時～17時	0248-75-7827
---------------------------------	--------------

※福島県内の帰国者・接触者相談センターは福島県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/kansenkangokango69.html>

●次のような症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

●強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

（妊婦の方へ）妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

●日常生活で気を付けること

- ・まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- ・咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものに、ウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。
- ・持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

※新型コロナウイルスは、ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）と言われています。

現時点では飛沫感染と接触感染の2つが考えられています。

- （1）飛沫感染・・・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
- （2）接触感染・・・感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

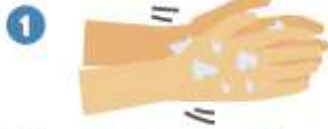


感染症対策 へのご協力をお願いします

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う

2 ゴムひもを耳にかける

3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



【相談窓口（対策や予防法などの相談）】

相談場所等	電話番号
厚生労働省相談窓口 土日・祝日も実施 9時～21時	0120-565653(フリーダイヤル)
福島県相談専用ダイヤル 平日のみ 8時30分～21時	024-521-7871
県中保健所(県中保健福祉事務所) 平日のみ 8時30分～17時15分	医療薬事課 0248-75-7818

※情報は、随時更新されますので、詳しくは福島県のホームページでご確認ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/kansenkango68.html>